

## 公益財団法人尾鷲文化振興会役員及び評議員に対する報酬規定

### (趣 旨)

第 1 条 公益財団法人尾鷲文化振興会定款第 13 条及び第 29 条に基づき、評議員及び役員には評議員会及び理事会ならびにその他の会議またはそれに類する業務に出席した場合と監査及び定期会計検査を実施した場合に支給する報酬について必要な事項を定めるものとする。なお、対象となる業務は別表 1 の通りとする。

### (適 用)

第 2 条 この規程に適用する者は、公益財団法人尾鷲文化振興会（以下「振興会」という。）の評議員及び役員とする。ただし、尾鷲市職員及び振興会の職員はこれに適用しない。

### (支給金額)

第 3 条 出席報酬の金額は別表 2 の通りとする。

2 出席の際の交通費は、無償とする。

### (支給方法)

第 4 条 前条で決定された金額は、会議開催及び検査、監査を実施の都度、振込で支給する。

## 付 則

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

1. 評議員会、理事会以外の会議等にも適用する。

(別 表 1)

評議員会
理事会
監査
定期会計検査
地方公共団体との会議及び協議
主務官庁との会議及び協議
他団体と振興会代表としての会議
面接等採用試験
指定管理選定委員会への出席
他団体から来賓としての招待

(別 表 2)

役 職	報酬額（会議及び監査、検査 1 日につき）
評議員	¥6,600
理 事	¥6,600
監 事	¥6,600